

入 札 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年5月2日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和6年度道路パトロール車の賃貸借に係る基本契約（その2）
- (2) 業務の仕様
仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年5月31日まで
- (4) 業務を行う場所
仕様書で示す京都府の各機関（地方機関）

2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所及び入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府建設交通部道路計画課
電話番号（075）414-5267

3 仕様書の入手方法

- (1) 交付期間
ア 京都府建設交通部道路計画課のホームページからダウンロードする場合
令和6年5月2日（木）9時から令和6年5月14日（火）17時まで
イ 直接交付を受ける場合
令和6年5月2日（木）から令和6年5月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の9時から11時30分まで及び13時30分から17時まで
- (2) 交付場所
直接交付を受ける場合
2に同じ。

4 入札に参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「4 賃貸借」－小分類「3 自動車」
- (3) 5で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止がなされていない者であること。

5 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期間

入札公告日から令和6年5月14日（火）まで
（日曜日、土曜日及び祝日を除く9時から11時30分まで及び13時30分から17時まで）

- (2) 提出場所
2に同じ。
- (3) 提出書類
 - ア 確認申請書
 - イ 添付書類4の(2)に該当することが確認できる書類又はその写し
- (4) 提出方法
 - ア 持参により提出する場合
提出期間内に提出すること。
 - イ 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (5) 入札参加資格の確認通知
入札参加資格を確認した後、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- (6) その他
 - ア 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。
 - ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。
 - エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

6 質問の受付・回答

仕様書、契約書(案)及びその他添付書類(以下「仕様書等」という。)に関する質問については、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問方法
以下の点に留意の上、2の場所へ書面により提出することができる。
 - ア 件名は「令和6年度道路パトロール車の賃貸借に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号を記載すること。
- (2) 受付期限
令和6年5月9日(木)17時まで
- (3) 回答
令和6年5月10日(金)までに回答する。

7 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和6年5月27日(月)14時30分から
 - イ 場所
建設交通部会議室(京都府庁2号館5階)
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (2) 入札の方法
 - ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
 - イ 入札時に、入札書に記載した金額の内訳を府の指定する様式により提出すること。
- (3) 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は、1の(1)に示す道路パトロール車の賃貸借期間を通じての総額を記載することとする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行

することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。

この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 4に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者の行った入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札）をした者の行った入札

オ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為を行った者又はその疑いのある者の行った入札

カ 入札参加確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札

キ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札を行った者の行った入札

ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札を行った者の行った入札

(9) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(10) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、再度入札を行うものとし、開札後、速やかにその旨を通知する。

イ 再度入札における入札書提出期限及び開札日時は、再入札通知書により、再度入札の参加者に通知する。なお、当初入札において不着、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札参加者は（2）から（7）までの方法により再度入札を行うものとする。

エ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

9 入札保証金
免除する。

10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

- 11 契約保証金
規則第159条第2項第7号により免除
- 12 契約書の作成の要否
要
- 13 契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。
また、京都府は契約日の属する年度の翌年度以降、予算が減額・削除された場合は、この契約を解除できるものとし、契約者に損害を与えた場合、契約者は京都府に対し損害賠償の請求をすることができる。
- 14 支払条件
契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。
- 15 その他
 - (1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) 京都府ホームページに掲載されている「京都府物品・役務等電子調達運用基準」を遵守すること。